

## しない、 させない、 不法投棄

問谷和原庁舎生活環境課 858-2111 (内線3304)

められ、 防ぐには、「うまい話があっても 生しています。こうした被害を まい話)で土地賃借や造成を求 意識を持つことが大切です。 安易に土地を貸さない」という 土などを埋立てられる事案も発 質な業者から金銭や甘い言葉(う があとを絶ちません。また、悪 廃棄物が不法投棄されるケース 不法投棄されたり、質の悪い残 山林、 大切な土地に廃棄物を 河川敷、 安易に同意してしまっ 空き地などに

環境・くら

もしくは1千万円以下の罰金 3億円以下の罰金になる場合が 法人の場合で悪質なケースは、 く、個人の場合5年以下の懲役、 不法投棄は、 罪が非常に重

決して許されるものではありま の土地でもごみを捨てる行為は ことです。他人の土地でも自分 ならないと思っている方が多い が、自分の土地なら不法投棄に また、よく誤解されているの

切です。土地の所有者・管理者 されない環境をつくることも大 置など、不法投棄の未然防止に の方は定期的な見回りや柵の設 不法投棄の防止には不法投棄

> ◎不法投棄の現場を見かけたら 努めてください。

☎0120 - 536 - 380 不法投棄110番へ!

▼受付時間=平日午前8時30分

【問い合わせ】 は警察まで) ~午後5時15分(受付時間外

☎58 - 2111 (内線3303 ○生活環境課廃棄物対策室 3304)

〇茨城県県廃棄物対策課

**3**029 - 301 - 3033

# 家電4品目を処分する際の注意点

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111(内線3304)

とになっています。 かる費用を使用者が負担するこ る際は、回収とリサイクルにか 家電製品(4品目)を廃棄す

※業務用製品は対象外 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫 |対象となる家電製品(4品目) 洗濯機・衣類乾燥機、テレビ

### 処分の方法

入した販売店で、リサイクル

21 6077

·買い換えのとき=新製品を購

対象品目 リサイクル料金 洗濯機・ 2,400 円 1,700円 2,700円 2,000円 3,600円 15 型以下 テレビ 170ℓ以下 171ℓ以上 型番を

■リサイクル券の金額の目安

※リサイクル券は製品のメーカー、 ご確認の上、郵便局で購入してください。

> ◇方法①:処分する製品を、購 ◇方法②:郵便局で家電リサイ ▼買い換え以外のとき クル券を購入し、市許可業者 料を負担し処分を依頼する。 料を負担し処分を依頼する。 入店へ持ち込み、リサイクル

〇水海道産業㈱みらい平支店 市許可業者】

に運搬(有料)を依頼する。

クル券を購入し、 にお問い合わせください。 ◇方法③:郵便局で家電リサイ ※収集運搬料金は、市許可業者 直接持ち込む。 指定引取場へ

指定引取場

通センター(守谷市百合ヶ丘1 1 1 3 5 2432) **2**0297 - 45 日本通運㈱東京東支店守谷流

# , ほ ごみの減量化とリサイクルにご協力を

問谷和原庁舎生活環境課 258-2111 (内線3304

の減量化とリサイクルに取り組 ることにより、排出されるごみ んでいます。 市では、ごみの分別を徹底す

をご案内します。 注意していただきたいポイント ごみの出し方について、特に

### プラ容器

あるもの 『プラ』マークの



剤が入ったボトル型容器、カッ ジ袋など プめんの容器、皿型トレイ、レ (例) ソースやシャンプー、 洗

# 【出す際の注意点】

○レジ袋に入れないで指定袋に ○中身は使い切り、汚れている ものは洗って水気を切る

るもの ○汚れが落ちない場合は「不 ペットボトル 『ペットボトル』 燃ごみ」へ

### PET

# 【出す際の注意点】

○キャップは必ず取りラベルを ○中身を使い切り、 剥がす(キャップとラベルは を切ってつぶす 洗って水気

> ○汚れが落ちない場合は「不燃 プラ容器へ)

#### 可燃ごみ

ごみ」へ

生ごみなど 天然素材の衣類、 (例)感熱紙やカーボン紙、写真 再資源化ができない紙くずや 可燃ごみ袋に

# 【出す際の注意点】

入る木製製品など

○可燃ごみの中にレジ袋やビニー ○生ごみはごみ袋に入れる前に ル製品を混ぜない 「ぎゅっ」とひと絞りする

#### 不燃ごみ

ず、不燃ごみの袋に入り、袋の ガラス、プラスチック製の玩具 口がしばれるもの (例)皮革、ゴム製品、CD、陶器 資源物や可燃ごみに該当せ

## 【出す際の注意点】

やハンガーなど

○レジ袋などに入れないで指定 袋に直接入れる

照のうえ、ルールを守ってごみ を出してください は「常総広域圏家庭ごみ分別の 手引き」や市ホームページを参 ごみの分別について、詳しく